

自動車整備事業における外国人材の受入

- 技能移転を通じた開発途上地域への国際協力を目的とした外国人技能実習制度について、平成28年4月に自動車整備職種が追加され、外国人技能実習生を受け入れているところ。
- 一方、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる特定技能制度が平成31年4月より施行。自動車整備も受入可能分野に指定され、令和元年9月より特定技能1号外国人の受入れを開始。

自動車整備事業における外国人材の受入れの現状と今後の見通し

● 外国人技能実習制度：在留資格「技能実習」

- ✓ 平成28年4月、外国人技能実習制度に「自動車整備職種」を追加

● 特定技能制度：在留資格「特定技能」

- ✓ 自動車整備に係る技能と日本語能力を試験
- ✓ 令和元年12月4日に、自動車整備に係る技能試験をフィリピンにおいて開始
- ✓ 令和2年9月25日に、自動車整備に係る技能試験を国内において開始
- ✓ 外国人技能実習制度からの移行も可能

